

## 連載 著作権と情報システム

### 第 50 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案⑬

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

#### [4] 比較検証

##### (2) 通産省案と文化庁案⑬

(参照) アメリカの特許における発明の着想、実施、継続の立証方法としてのラボノートについて⑤

ラボノートは、そのまま研究者個人が管理することは好ましくない。個人に任せれば、安易な改ざんを助長することにもなる。そのためにも、必ず別の管理者にラボノートの保管を依頼すべきである。もちろん研究者間の共同管理という方法もあるが、一部でも自らの研究結果を管理できる共同管理は、研究者によるデータの改ざんなどが起こることを完全に否定することができない。ただし、別の管理者にラボノートを保管させれば研究の情報を共有することになる。情報管理の徹底と責任の明確さが求められる。

一流の研究者であれば、その自制に任せるという選択もあるのかもしれない。だが、追い詰められれば、研究者が道を踏み外すことも想定せざるを得ない。監督機能をどのように構築するかは、これはラボの考え方によって異なる。しかし、研究者を信頼すればこそ、安寧に研究に没頭できる研究者への環境だけではなく、データの改変などという甘えを許さない厳しい環境を設定せざるを得ない。

そして、研究者自身のモラル（倫理）として、常に自重自戒を求めることも正しいことである。ラボノートの作成も、研究者のモラルなくしては成り立たない。研究者の倫理教育をいかに構築するか。能力・成果至上主義だけでは、ラボは機能しえない。STAP 細胞に関する論文捏造問題を考えれば、改めて研究者の倫理観を問われているのではないか。確かに、詳細な規則によって研究者の行動を管理することはできる。このような規則だけで、ラボの統制と不正防止を出来るとは思えない。激しい研究競争の中では難しい話でもあるが、早急な成果実現への誘惑を断ち切って研究の積み重ねを善とするモラル教育が求められている。

#### 引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」 中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」 中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」 中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏

樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年  
「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年  
「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年